



最高裁秘書第419号

平成30年2月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年1月11日付け（同月15日受付，最高裁秘書第141号）で申出の  
ありました司法行政文書の開示について，下記の情報を別紙のとおり提供すること  
としましたので通知します。

記

裁判官会議（第28回）議事録資料第2抜粋部分

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(別 紙)

5 平成29年度司法修習生の修習期間の決定について

平成29年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも平成29年11月27日から平成30年12月12日までと定める